平成25年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子

平成 25 年 4 月 12 日 緊急時対応訓練準備事務局決定

政府全体として、食品に係る緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行えるよう、関係府省間の連携強化を図る観点から消費者庁が策定した「平成 25 年度消費者庁緊急時対応訓練計画(平成 25 年 4 月 8 日)」に基づき、以下の訓練を実施する。

| 重点課題 | 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化 | | | | |
|------|--|---|--|--|--|
| 形式 | 実務研修 (研修・講習会等) | | | | 確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練) |
| 目的 | 緊急時における初動対応を迅速かつ確実に 行える体制を維持する。 | | 緊急時における国民への情報提供を、メディアの理解、協力を得て迅速かつ的確に行うための知識や技能を養う。 | | 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織 全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等 によって習得した技術・知識のレベルを確認する。 |
| 訓練名称 | 緊急時対応手順研修 | ホームページ掲載研修 | メディア対応研修 | | 確認訓練 |
| 対象者 | 全事務局職員 | 課長補佐以下の事務 局職員(転入者及び希 望者) | 全事務局職員 | 委員及び関係事務局 幹部 | 委員及び関係事務局職員 |
| 実施内容 | ・「緊急時対応手順 書」の内容に係る講 義を行う(「新規着 任者研修」の一講座 に位置づける)。 | ・緊急時対応における委員会ホームページへの情報掲載に係る研修を行う。 | ・メディア向け資料 の作成に係る講義 とメールによる研 修を行う。・受講者のレベルに 応じた研修内容を 設定する。 | ・模擬の記者会見を 行う。 ・メディア関係者等 から指導を受ける。 | ・消費者庁が策定した「平成25年度消費者庁緊急時対応訓練計画」に基づき、全体訓練と一体的に、実践的なシナリオ(非提示)で、実動の訓練を行う。・訓練時には、企画等専門調査会の専門委員等に評価者(オブザーバー)として参加いただき、助言を受ける。 |
| 実施時期 | 4月 | 4月、10月 | 8月、9月 | 10月 | 1 1 月 |
| 所要時間 | 0.5時間 | 1 時間/回 | 1. 5時間 | 2時間 | 1日(業務時間内) |

平成25年度 消費者庁緊急時対応訓練計画

平成 25 年 4 月 8 日 消 費 者 庁

1 基本方針

平成24年9月28日、関係閣僚申合せにより、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」が改正された。本要綱は、「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)及び「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」(平成24年6月29日閣議決定)第4の4に基づき、消費者の消費生活における被害の発生又は拡大を防止し、その安全を確保するため、緊急事態等における緊急対策本部の設置等について定めるものである。

本要綱の改正を踏まえ、緊急事態において、消費者の安全の確保が最も重要であるという認識の下、消費者庁及び関係府省が相互に十分な連絡及び連携を図りながら、政府一体となって迅速かつ適切に対応できるように、緊急時対応訓練を実施することとする。

2 重点課題

- (1) 関係府省との合同確認訓練を通じて、以下の項目を重点的に確認する。
 - ① 情報入手体制の整備

緊急事態発生に関する情報が、関係府省、地方自治体、医療機関、マスコミ及び一般消費者等から迅速に入手できる体制になっているか。

② 消費者庁内での連携

庁外から入手した情報を庁内で迅速に共有できるか。必要な情報を短時間で入手し、緊急対策本部や総括官会議の開催要否を判断できるか。

- ③ **総括官会議を通じた関係府省との連携** 関係府省と連携し、総括官会議を迅速に開催できるか。
- ④ 消費者への情報発信

消費者が真に求めている情報を正確かつ迅速に発信できるか、他省庁の情報伝達手段を上手く活用し効果的・効率的な情報発信をできるか。

(2)上記に加え必要に応じて、緊急時対応手順の確認や担当職員の対応能力 の向上を図るため実務研修等を行う。

3 本訓練計画の実施スケジュール

平成25年 4月 平成25年度消費者庁緊急時対応訓練計画の策定 4月~10月 訓練実施手順書の策定、実務研修の実施等 11月 関係府省との合同確認訓練の実施